

【知的財産権部からのお知らせ】

新年明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。本年も宜しく
お願い致します。

1. 国家工商行政管理総局による商標事業の世界水準達成の計画（2008年～2012年）

国家工商行政管理総局は、2009年11月25日、「国家工商行政管理総局による商標事業の
世界水準達成の計画（2008年～2012年）」を公表しました。当該計画の概要（抜粋）は以
下のとおりです。

三. 計画目標

－商標の登録・管理・保護力を高め、公衆へのサービス水準の全面的向上を図る。商標権
の設定メカニズムの一層の健全化、数と品質の両立した商標審査・審判の長期作用作業体
制の確立化により、商標登録の審査期間を10ヶ月以内に、商標の異議申立の審決・審判
の審理期間を20ヶ月までに抑制しながら、商標審査・審判の品質向上に努める。

－驰名商标の認定・保護の水準を高め、企業のイノベーション創出と発展を促進する。企
業における馳名・著名商標の能動的な育成・認定申請の実施、馳名・著名商標の活用によ
る社会的リソースの吸収・集約・組合せで、製品構成そして産業構造の再編や適正化が実
現できるように指導し、国内外の消費拡大、経済構造の調整と経済成長方式の転換を促進
し、商標の国際的競争力が強く、優位性のある企業を作り上げていく。

四. 実施対策

（二）完備されて効率的な商標審査・審判メカニズムの確立

－適時に開廷審理の実施を進め、複雑な疑問・難問や社会的影響の大きい案件を検討する
案件審理委員会を設置し、双方当事人の案件を審理する合議体を設置し、拒絶再審案件を
審理する独任審判官を設置する。当事者の和解プロセスを追加し、拒絶再審案件において
は再審申立人が先行商標所有者の了解を得るような同意書制度を利用する。そして、実体
審理の前に、ある程度の協議期間を双方当事人に与える。

（三）商標審査・審判期間の合理化と安定化

－審査・審判フロー各ステップに必要なタイムリミットを細分化することによって、商標
登録の審査期間を10ヶ月以内に、商標の異議申立審決や審判の審理期間を20ヶ月以内に
抑制するように努める。

（四）商標審査・審判の品質管理システムの整備

－商標審査品質抜取検査の合格率が99%以上になるように伸ばしながら、審判の審決の被
提訴件数の対総審決数比を5%以内に抑えて、商標関連行政訴訟の勝訴率が85%以上になる
ように維持する。

(五) 商標関連の行政法執行の一層の強化

一法執行の基準を統一し、法執行水準を向上させる。商標関連の行政法執行上の法令の適用基準をさらに統一し、執行要員の法律知識・業務知識への理解度や熟知度を強化させ、法執行手順の適正化を徹底し、法執行水準を向上させる。公安・税関・著作権・特許等他部門とも緊密な連携・協力を進め、交流や情報交換などにより法執行のための合力を作り上げ、部門横断的な商標関連法執行提携体制の整備化を図る。

(七) 馳名商標・著名商標の認定と保護の強化

一馳名商標・著名商標に関する立法作業をスタートする。認定プロセスの整備化、認定基準の細分化、部門職責の明確化、事後管理監督の強化といった視野から『馳名商標の認定・保護規定』を改正し、馳名商標認定の整備化を徹底し、馳名商標の認定と取消のメカニズムを確立する。

(九) 商標事業の情報化の面的促進

一オンライン公告・オンライン照会・オンライン出願・オンライン納付の実現により、商標登録の電子化出願の比率が商標登録出願総数の85%となるように確保する。また、現在行われている一部だけの商標登録出願から変更、譲渡、異議申立、審判等まで、オンライン出願の業務種類を拡大していく。

一商標図面認識を含めたより先進的かつ効率的な審査アルゴリズムを検討する。

一工商系列内の商標業務専用ネットワークを適時に研究開発する。商標データベースや企業名称データベースの連結・統合を実現する。全国をカバーするほどの商標案件データベースを確立する。商標出願人・弁理士の信用力情報データベースを確立する。OEM企業の自主申告とオンライン開示システムを構築する。

(十) 政府・企業・一般公衆向けのサービス水準の極力向上

一商標の行政法執行文書のオンライン公開の試行を積極的に進めていく。

全文は以下 URL からご参照いただけます。

▼原文（国家工商行政管理総局ホームページ）

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/sbj/200911/t20091130_72794.html

▼和訳文（JETRO 北京センターホームページ）

http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_250.html

2. 北京市地下鉄で知財啓発活動を展開

JETRO 北京センターでは、知的財産権普及啓発活動の一環として、1月1日から1月28日まで、地下鉄大望路駅A出口のエスカレーターに、知的財産権保護の重要性を訴えるポスター広告を展開しております。そのポスターに登場する可愛らしいパンダ達の2010年壁紙カレンダーが、当センターホームページ（<http://www.jetro-pkip.org>）から毎月ダウンロードいただけます。毎月25日以降、翌月のカレンダーをダウンロードできます。皆様、職場やご自宅で、どうぞ毎月ダウンロードしてご利用ください。

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. ネット上の著作権侵害、処罰基準明確化へ（北京日報 2009年11月28日）
2. 『知的財産権税関保護条例』改正へ、25日まで意見募集（新華網 2009年12月11日）
3. 「侵害責任法」採択、ネットでの侵害内容の削除を求める権利付与（中国新聞網 2009年12月27日）

○中央政府の動き

1. S I P Oと科技部、知財分野での提携を協議（国家知識産権網 2009年12月5日）
2. 版權局、ネット上の著作権対策模索、集団管理が視野に（中国新聞出版報 2009年12月4日）
3. 工商総局、2012年に商標審査周期を10ヶ月以内に（新華社 2009年12月1日）
4. 温家宝総理、知的財産権分野における中国・EUの提携強化を呼びかけ（国家知識産権網 2009年12月1日）
5. 工商総局、商標活動計画を作成、12施策盛り込む（国家知識産権網 2009年12月11日）
6. 広電総局、海賊版コンテンツ流通の「Bit Torrent」関連サイトを摘発（国際金融報 2009年12月10日）
7. 発展改革委、創造力向上の推進を来年の最優先任務に（国家知識産権網 2009年12月17日）
8. 製造業の品質競争力が上昇、質検総局が指数発表（新華網 2009年12月14日）
9. 第9回中日韓特許庁長官会合 西安市で開催（国家知識産権網 2009年12月22日）
10. 胡錦濤総書記が珠海で企業視察、技術開発者を励まし（国家知識産権網 2009年12月22日）

○地方政府の動き

1. 江西省、発明創造の奨励で立法、「専利賞」設定（国家知識産権網 2009年12月1日）
2. 北京税関 権利侵害商品の8割が郵便・配達ルート（人民日報 2009年12月10日）
3. 長江デルタ地域、国際紛争対策で「共同作戦」強化へ（新華社 2009年12月18日）
4. 地域を跨ぐ協力強化へ 地方知識産権局（国家知識産権網 2009年12月25日）

○司法関連の動き

○統計関連

1. 発明特許出願件数、増加率で中国が欧米を抜く（人民日報海外版 2009年12月2日）
2. 高等教育機関の特許登録件数、20年間で約300倍増（新華網 2009年12月13日）
3. 1～10月の専利出願が71万件超、前年同時期より12%増（国家知識産権網 2009年12月7日）
4. 税務総局、全国のハイテク企業認定が1万8000社に（中財税情報網 2009年12月18日）
5. 専利の総登録件数が300万件突破（国家知識産権網 2009年12月18日）
6. 08年中国の研究開発費、GDPの1.54%（人民網 2009年12月17日）

7. 中国技術市場の取引額、今年3千億元を突破の見込み(科学時報 2009年12月24日)
8. 工商総局、登録商標が415万9900件、世界最多(人民網 2009年12月24日)

○その他知財関連

1. 「国防知的財産権戦略」実施、新技術の民間・軍事流通を促進(新華網 2009年12月2日)
2. 淘宝网、模倣品取締りに1億元抛出(北京商報 2009年12月9日)
3. 世界ブランドベスト500、18の中国ブランドがランク入り(中国新聞網 2009年12月8日)
4. 馳名商標が「生産ライン」で誕生、高額不法利益に負けた弁護士と裁判官(人民網 2009年12月18日)
5. マイクロソフトが知財侵害で謝罪、「外注先の中国企業が違反」(新浪科技 2009年12月15日)
6. 陝西省で中日知的財産権管理研修クラスが開催(陝西省文化産業網 2009年12月25日)
7. 北京自動車がサーブの知的財産権を買い取り、買収額2億米ドル(新浪網 2009年12月24日)

●ニュース本文

○中央政府の動き

★★★1. S I P Oと科技部、知財分野での提携を協議★★★

国家知識産権局(S I P O)と科学技術部は12月4日、北京で会合を開き、革新型国家建設と知的財産権戦略の実施について意見を交わした上、一部の提携事業について十分な協議を行った。科学技術部の李学勇書記、国家知識産権局の田力普局長と甘紹寧副局長が会合に出席し、発言した。

双方は会議の席上で、科学技術分野の国家専門プロジェクトに係わる知的財産権管理規定の共同発布を決定したほか、▽重点分野の特許についての分析▽イノベーション方法の研究と普及▽特許情報の加工と活用▽知的財産権担保融資のパイロット作業▽知的財産権戦略と政策の研究——などの面で幅広く提携を進めることで一致した。(国家知識産権網 2009年12月5日)

★★★4. 温家宝総理、知的財産権分野における中国・EUの提携強化を呼びかけ★★★

中国国務院の温家宝総理、EU議長国スウェーデンのラインフェルト首相、バローゾ欧州委員長は11月30日、南京で第12回中国・EU首脳会議を行った。温総理は会議の席上で、中国が知的財産権の保護などにおいてEUとの提携を強化したいとの考えを示した。

温家宝総理は、「EUとの対話枠組みを絶えず改善し、協力方式の革新や協力内容の拡充を進め、中国・EU関係に新たな活力を注ぎたい」と語り、さらに▽中国・EU首脳会議の枠組みを通じて双方の関係発展の方向性を示す▽中国・EUパートナー協力協定の交渉を加速して、全方位的な協力のための法的枠組みを定める▽相互投資を奨励・支援し、知的財産権の保護、貿易・投資の円滑化および中小企業分野での協力を強化する▽貿易摩擦を適切に処理し、保護貿易主義は行わない▽省エネ、排出削減、再生可能エネルギーの

普及促進、クリーンコールやコールベッドメタンの開発・利用において協力を拡大する——などの提案を行った。

首脳たちは会議後、「中国・EU科学技術協力協定書」を含む一連の協力文書の調印式に出席し、記者会見を行い、共同声明を発表した。(国家知識産権網 2009年12月1日)

★★★5. 工商総局、商標活動計画を作成、12施策盛り込む★★★

「国家知的財産権戦略」の実施を徹底し、出願件数だけが誇られる「商標大国」から商標の質や法制度など各面で整備された「商標強国」へまい進させるのを目指し、国家工商行政管理総局はこのほど、「3年で出願審査と評審(審判)の滞貨問題を解決し、5年で先進国並みの商標管理を実現する」との目標達成に向け、次の12施策を盛り込んだ商標活動計画を作成した。

- 1) 立法作業を急ぎ、商標関連の法制度を一段と整備する。
- 2) 効率の高い商標審査、評審体制を確立する。
- 3) 商標の審査・評審周期の合理化と安定化を図る。
- 4) 商標の審査、評審をめぐる品質管理体制を整備する。
- 5) 商標をめぐる行政法執行をいっそう強化する。
- 6) 農産品商標と地理的表示の登録・保護を強化する。
- 7) 馳名商標、著名商標の認定と保護を強化する。
- 8) 商標分野の人材確保に取り組む。
- 9) 商標活動の情報化を全面的に推進する。
- 10) 政府、企業、公衆に向けたサービスの質を大幅に向上させる。
- 11) 商標文化の建設に取り組む。
- 12) 商標をめぐる国際交流、協力を強化する。(国家知識産権網 2009年12月11日)

★★★7. 発展改革委、創造力向上の推進を来年の最優先任務に★★★

国家発展・改革委員会が12月9日、北京で2010年の活動方針と任務を定めるための作業会議を開き、自主的イノベーション能力の向上を来年の最優先任務に位置づける方針を決定した。

会議では、2010年は国際的な経済環境が依然に厳しく、国内経済も複雑な課題に直面するとし、経済のマクロコントロールの困難さを予想し、産業のアップグレードおよび戦略的新興産業の発展促進に焦点を当てる必要を指摘した。このうえ、▽経済構造の調整や重要なインフラの整備を強化し、自主的イノベーション能力の向上を急ぎ、集積回路やフラットパネルディスプレイなどの分野における重大特許プロジェクトの展開を推し進める▽戦略的新興産業の発展を速める全体計画を作成し、バイオ医薬、バイオ育種、ソフトウェア・情報サービスなど新興分野のR&D、産業化をめぐる特別プロジェクトの実施を発足させる▽重点産業調整振興計画およびその実施細則を徹底し、産業構造調整指導リストの修訂と実施に取組み、企業の技術改造を奨励、支援する——との方針が固められた。

会議ではまた、省エネルギー、環境保護、イノベーション、技術改造などに引き続き投資の重点を置くなど、安定した比較的速い経済成長を目指す8項目の重要措置が提出された。(国家知識産権網 2009年12月17日)

★★★9. 第9回中日韓特許庁長官会合 西安市で開催★★★

第9回中日韓特許庁長官会合は12月21日、陝西省の西安市で開催された。中国国家知識産権局(SIPO)の田力普局長、日本特許庁(JPO)の細野哲弘長官、韓国特許

庁（KIPPO）の高廷植長官が会議に出席し、それぞれ知的財産権分野における各国の最新状況を説明し、2009年度の三庁間の提携を回顧し高く評価したうえ、2010年度の協力事項8項目を確認し、3者の更なる提携についての共通認識を盛り込んだ会談紀要に署名した。

国家知識産権局の田局長は会議の席上で三庁間の提携・協力を顧み高く評価し、さらに、日増しに緊密化しつつある三国間の経済・貿易関係とともに、知的財産権分野における交流と協力もますます重要になっていると指摘し、戦略的建設的協力関係にある三庁の提携は必ずアジアないし世界全体の知的財産権協力事業にプラス影響を与えるだろうとの認識を示した。

中日韓特許庁長官会合は、三国の経済的結びつきの深化の流れを受け、2001年より開始された三庁間のハイレベル対話枠組みで、今回で第9回目となる。

統計によると、今年1～11月に中国国家知識産権局の受理した外国特許出願のランキングで、日本からの出願が一位で全体の34%、韓国が四位で全体の7%を占めている。一方、日本と韓国での中国の特許出願も増加傾向を示している。

中日韓特許庁長官会合に続き、第14回中日韓特許庁長官会合と第15回中日特許庁長官会合も相次いで開催され、田局長は韓国特許庁の高廷植長官、日本特許庁の細野哲弘長官とそれぞれ会談し、両国間の協力事項について議論を交わした。田局長はまた、この後に行われた中日韓三庁囲碁大会の授賞式に出席し、優勝者の韓国特許庁に優勝トロフィーを渡した。（国家知識産権網 2009年12月22日）

★★★10. 胡錦濤総書記が珠海で企業視察、技術開発者を励まし★★★

胡錦濤中共中央総書記（国家主席、中央軍事委員会主席）は澳門（マカオ）祖国返還10周年慶祝式典に出席した後、12月20日から21日にかけて経済成長モデル転換の加速、安定した比較的速い経済成長の実現の課題について広東省珠海市の企業を視察した。

金山ソフトウェア社で胡錦濤総書記は製品R&Dと市場開拓の状況を視察し、同社が国際金融危機の影響を受けながら優れた業績を挙げたことについて、国の支援政策のほか、長い間に企業が自主的イノベーションに取り組んできたことによるものだ指摘し、さらに企業の技術開発者に対して、いつまでもイノベーションを企業の命とし、知的財産権を有するソフトウェア製品をもっと多く開発するよう励ましの言葉を送った。

珠海格力電器会社において、胡総書記は企業の責任者に、もっと多くの優秀な人材を招致し、研究開発力の向上に取組み、「中国製造」から「中国創造」への転換実現において更なる重要な役目を果たしようと語り、期待を示した。（国家知識産権網 2009年12月22日）

○地方政府の動き

★★★1. 江西省、発明創造の奨励で立法、「専利賞」設定★★★

江西省人民代表大会の常務委員会がこのほど、「江西省専利促進条例」を審議し採択した。条例は2010年1月1日より施行される。同省が特許促進を狙い初めて発布した地方的法規で、発明創造の権利者や現地の経済・社会発展に重要な貢献をした者に政府から賞を与えられることが明記されている。

条例によると、江西省各地の政府が国や省の規定に基づき、当地域の発明創造や特許産業化で目覚ましい成果を挙げた団体と個人を奨励し、県レベル（中国の行政単位、「市」の下）以上の政府は発明創造を奨励するための専門基金を設立することが求められている。さらに、中国専利金賞・優秀賞や省の専利賞を取得した特許については権利者がその特許

を用いて技術資格の認定を申請することができる。

また、「条例」は特許の保護についても規定しており、特に詐称行為には最高20万円の過料を科すと定めている。(国家知識産権網 2009年12月1日)

★★★4. 地域を跨ぐ協力強化へ 地方知識産権局★★★

全国の知識産権局の間でほぼ確立された地域を跨ぐエンフォースメント体制が、効率向上と権利維持コストの節約のほか、地方保護主義の抑止にも功を奏している。杭州で開催中の全国知識産権局法執行会議で国家知識産権局の甘紹寧・副局長が明らかにした。

甘副局長がさらに、案件の受理、調査、移送、処理の各面における全面的でより踏み込んだ業務提携を推し進め、地域を跨ぐ法執行協力体制をいっそう整備していく必要があると指摘した。

国家知識産権局はまた、各地の知識産権局に対し、▽重大案件報告制度▽調査協力制度▽定期会合制度——の各制度の確立、整備を求めており、地域間の協力で解決しにくい案件について、国家知識産権局に報告し、国の指導の下に置く方針を明確にしている。

全国では現在、珠江デルタ地域、長江デルタ地域、環渤海地域、西部地方、東北地方などの地域間特許法執行協力体制が確立されている。このほか、各地が実際の需要を踏まえて、広東省の広州・佛山・汕尾・東莞の四都市によるアジア大会共同法執行体制、天津市・河北省による法執行協力協定などを含む特別協力体制も確立している。(国家知識産権網 2009年12月25日)

○統計関連

★★★3. 1～10月の専出願が71万件超、前年同時期より12%増★★★

今年の1～10月に国家知識産権局の受理した専出願(特許・実用新案・意匠を含む)出願件数は71万2300件で、前年同時期の63万5235件より12%増加している。登録件数は前年の33万6811件より29.7%増の43万6932件だった。

出願件数のうち、国内からの出願が全体の88.6%を占める63万1044件で同16.6%増加したのに対し、国外出願は8万1256件で13.6%減少した。権利別で見れば、特許出願は全体の23万5634件で同2.3%増、実用新案は22万9168件で同31.9%増、意匠は24万7498件で同7%増となっている。全体に占める割合については特許が33.1%、実用新案が32.2%、意匠が34.7%だった。

登録件数では国内は同29.3%増の37万2853件、国外は32.2%増の6万4079件であった。権利別に見ると、特許は10万2397件で前年同時期より36.6%、実用新案は15万2434件で同5.1%、意匠は18万2101件で同56%とそれぞれ増加している。登録総件数に占める割合については特許が23.4%、実用新案が34.9%、意匠が41.7%であった。(国家知識産権網 2009年12月7日)

★★★5. 専出願の総登録件数が300万件突破★★★

中国の専出願(特許・実用新案・意匠を含む)登録件数が2009年12月7日現在、300万の大台を突破し、300万7636件に達した。権利別に見れば、特許が57万3372件、実用新案が134万391件、意匠権が109万3873件で、全体に占める比率はそれぞれ特許が19.1%、実用新案が44.5%、意匠権が36.4%となっている。

登録件数が急速に増加している一方、審査周期の短縮や内国特許の比率向上、企業の登録件数の増加といった特徴が見られている。登録件数が最初の百万件に達したのに18年

4ヶ月かかったが、それから200万件までは4年2ヶ月、200万件から300万件まではたった2年1ヵ月経った。また、今年1～11月の特許登録件数の中、内国権利者によるものは全体の50.5%を占め、2006年の43.4%より7.1ポイント増加し、社会全体の知的財産権創造のレベルが向上しつつあることが伺える。知的財産権の創造・活用の主体に成長している企業の登録件数も安定的な増加傾向を示し、1～11月の専利登録件数が内国全体の43.6%を占め、2006年の34.1%より9.5ポイント増加した。(国家知識産権網 2009年12月18日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved